

令和8年度

地域密着型サービス整備に係る事業者募集要項

〔看護小規模多機能型居宅介護〕

令和8年6月

岸和田市福祉部介護保険課

1 募集の目的

岸和田市では、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。第9期（令和6年～8年度）の整備計画においては、看護小規模多機能型居宅介護の整備を予定しており、今回の募集は、上記計画に基づく施設整備を行う事業所の募集を行うものです。

2 募集事業所

看護小規模多機能型居宅介護 1事業所

3 事業開始

令和8年度末までに事業開始をすること。

※天災その他避けることのできない事故、その他特段の事情がある場合はこの限りではない。

4 募集対象の日常生活圏域

市内全域（日常生活圏域の指定はしない）

5 応募要件

応募には、次の（1）～（5）の要件をすべて満たすこと。

（1）応募資格

- ① 法人格を有している運営事業者であること。
- ② 本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。
- ③ 法人及び代表者、役員（就任予定者を含む）等が、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号（地域密着型サービス事業者指定）の規定に該当しないこと。
- ④ 「岸和田市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号）」の指定基準を満たし、本事業の指定をうけることができること。
- ⑤ 法人及び代表者、役員（就任予定者を含む）等が、岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号、第2号及び第3号のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び岸和田市税の滞納がないこと。（納めるべき岸和田市税が無い場合は、滞納が無いものとみなす。）

（2）関係法令等の遵守

- ① 社会福祉関係
 - ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ② 老人福祉法関係、老人福祉施設の設置
 - ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）

- ③ 介護保険関係、介護事業者の指定
 - ・介護保険法（平成9年法律第123号）
 - ④ 諸法令関係
 - ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
 - ・消防法（昭和23年法律186号）
 - ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
 - ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
 - ・岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
 - ・大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）
- (3) 建設用地・建物
- ① 事業を実施するにあたり、事業所物件を確実に確保できる見込みのあるものとする
こと。
 - ② 法令等に基づく規制解除や開発許可等が見込まれる土地であって、事業所の建設及び用途に支障がないようにすること。
※市街化調整区域の場合、開発行為や建築等行為が制限されているため、開発許可担当部局からの許可が見込まれるものに限る。
(用途地域等の確認は本市都市計画課へ、開発許可等及び市街化調整区域に関する
ことは本市建設指導課へ確認のこと)
 - ③ 事業実施に必要な土地及び建物を借用し、事業を開始する場合は、(事業の存続に必要な) 賃借期間及び額が記載された契約書や確約書等により、土地及び建物の確保を確認できるようにすること。
- (4) 地域密着型サービスは住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスであり、地域に広くサービスを提供する観点から有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅との併設であっても、いわゆる囲い込み型のサービス提供とならない運営をすること。
- (5) その他、関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ、申請を行うこと。

6 地域住民への説明

事業運営にあたり、地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図ること。設置が義務付けられている「運営推進会議」の委員に地域住民の代表者が含まれていることから、地域との交流が不可欠となるため、事前に地域住民への説明を行うこと。なお、説明にあたっては、「岸和田市の地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所の公募に応募するための事前説明であり、現時点では整備が確定したものではない。」旨、十分周知を行うこと。

7 補助金・交付金等

当該事業所整備については、「大阪府地域医療介護総合確保基金」を活用して行う補助事業の対象となります。

ただし、補助金については、府の予算の範囲内で審査・採択されるため、必ずしも交付されるものではありません。また、岸和田市単独の補助もありませんので、補助金が不採択となった場合等も念頭に置き、十分に対応できる場合に限り応募してください。

本補助を受けて事業所整備を行う場合の留意事項は下記のとおりです。

- ① 10年以上継続して事業を実施できること。
- ② 補助金交付決定前に着手した場合には交付対象外となります。
- ③ 事業候補者以外が主体となり実施する事業は交付対象外となります。
- ④ 本事業により事業候補者に決定された場合でも、補助金の交付に係る手続き等は別途必要になります。
- ⑤ 工事請負業者等の選定は、市の手続きに準じた事業者主催による競争入札により決定することが必要になります。
- ⑥ 指定基準・運営基準等を満たさず地域密着型サービス事業所の指定が受けられない場合には、補助金は交付しません。
- ⑦ 補助金は、補助金の確定通知後（工事竣工後、検査終了後）の支払いを予定しています。
- ⑧ 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号）及び災害イエローゾーン（注1）における整備は、事業所等整備補助金の対象外となります。必ず事前にご相談ください。
- ⑨ その他、市長が定める事項を遵守する必要があります。

<参考> 補助金の概要（令和7年度） ※令和8年度は未定です。

事業所等整備補助金（限度額）： 41,500 千円／1 施設

（ただし空き家を活用した整備（限度額）：11,000 千円／1 施設）

開設準備等経費（限度額）： 1,036 千円×宿泊定員数

<注1> 災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

a 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

b 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- (a) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- (b) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- (c) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

補助金を活用される場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき、処分制限期間を経過する前に事業の廃止、譲渡、抵当権の設定等の財産処分を行うことのないようにしてください。処分制限期間を経過する前に、補助財産を処分する場合には、

市長の事前の承認と、原則として補助金の一括返還が必要となります。

また、市長の承認を受けた後、財産を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を、市に納付する必要があります。

8 募集要項の配付

令和8年度地域密着型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）整備に係る事業者募集要項は、令和8年6月2日（火）から令和8年6月15日（月）まで、岸和田市ホームページの介護保険課からダウンロードできます。

※ 岸和田市ホームページ <https://www.city.kishiwada.lg.jp/>

紙面での配布を希望する場合は、岸和田市福祉部介護保険課へご連絡ください。

電話番号 072-423-9474（介護保険課直通）

（午前9時から午後5時30分まで。ただし、土・日曜日・祝日を除く）

9 応募手続き

応募希望事業者は、次のとおり公募申請書類を提出してください。

（1）事前協議申請書

全応募者に対し、事前協議を実施しますので、必ず事前協議申請書を提出してください。

① 受付期間

令和8年6月2日（火）から令和8年6月15日（月）まで

ただし、土・日曜日・祝日を除く。

② 受付時間

午前9時から午後5時30分まで

③ 提出書類

「事前協議申請書」（様式1-1）

④ 提出方法

直接、岸和田市福祉部介護保険課（岸和田市役所本館1階）へ持参。

なお、事前に電話にて予約をお願いします。

電話番号 072-423-9474（介護保険課直通）

（午前9時から午後5時30分まで。ただし、土・日曜日・祝日を除く）

（2）質問の提出

募集要項等に関する質問受付および回答は、次のとおり行います。

① 質問方法

質問の内容を簡潔にまとめて、質問書（様式9）に記入の上、E-mailにより提出。

電話等による質問は、原則として受けません。

② 受付期間

令和8年6月2日（火）から令和8年6月15日（月）まで

③ 送付先

岸和田市福祉部介護保険課（E-mail）kaigo@city.kishiwada.lg.jp

④ 質問の回答

令和8年6月22日(月)午後5時までにE-mailにより、原則、すべての応募事業者へ回答します。

(3) 本申請

本申請は、事前協議申請書を提出していない場合は受付しません。

① 受付期間

令和8年6月23日(火)から令和8年7月23日(木)まで。ただし、土・日曜日・祝日を除く。

② 受付時間

午前9時から午後5時30分まで

③ 提出書類

「公募申請に必要な書類一覧表」のうち、「事前協議申請書」(様式1-1)を除く書類。

④ 提出方法

申請に係る書類は、原則として、A4版(縦位置・横書き)に統一し、7部(正本1部、副本6部)を提出すること。「公募申請に必要な書類一覧表」(P7参照)の番号順にファイル等に綴り、書類番号のインデックスをつけること。契約関係書類等の写しを提出する際には、原本証明をすること。

例)

この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

法人名〇〇〇〇

代表者職氏名 △ △ △ △ 印(法人登記の印)

⑤ 留意事項

- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。また、受付後は、応募書類の差替えはできません。ただし、本市が必要と判断した場合は、本市から追加資料の提出等を求めることがあります。
- ・受付後に、事業者側の事情により応募を取り下げの場合は、辞退届(様式10)を提出すること。
- ・応募にかかる費用は、すべて応募者の負担になります。また、応募書類は返却しません。
- ・本整備事業者選定は、介護保険法上の指定を確約するものではありません。
- ・提出書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。

10 整備事業者の選定

(1) 事前協議

令和8年7月24日(金)から令和8年7月31日(金)までの指定する日時で、事務局より申請書類の調査を行い、必要があればヒアリングを実施します。

(2) プレゼンテーション審査

岸和田市地域密着型サービス整備運営事業受託候補者選考委員会にて、応募者からの

プレゼンテーションを実施します。日程は、令和8年8月中旬を予定。

(3) 整備事業者の選定

選定については、岸和田市地域密着型サービス等運営委員会で定めた選考評価基準(別紙)に基づき、岸和田市特別養護老人ホーム等整備運営事業受託候補者選考委員会の審査により選考し、令和8年9月開催予定の岸和田市介護保険事業運営等協議会で決定します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定後、「選定結果通知」を全ての応募者に通知します。また、選定された事業者名等を市ホームページで公表します。

※ 選定後は速やかに広域事業者指導課に連絡を行い、指定申請のスケジュールを確認しておくこと

11 公募事業者の失格、応募の辞退、選定の取消しについて

(1) 申請書等書類の提出期限後、次に該当する場合は失格とします。

- ① 応募要件を満たさない場合
- ② 応募事業者が提出した応募書類に虚偽その他不正があった場合
- ③ 重大な事項(設置場所等)に変更があった場合
- ④ 応募事業者又は当該応募事業者の整備事業に関わる設計会社及び建設会社等(工事請負契約入札参加予定者含む)が整備事業者の選定が有利になるよう、審査会委員又は整備事業者の選定事務に係る本市職員に接触する等、市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

(2) 応募書類の提出後、やむを得ない事情により取下げざるを得ない場合は、市長あて取下願(様式任意)を提出してください。また、整備事業者として選定された後、辞退することは本市施設整備計画全体に多大な支障を来すこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。整備事業者として選定された後の辞退により、本市が今後実施する介護保険施設等整備事業者の募集に対する応募を受け付けできない場合があります。

(3) 選定の取消しについては、以下のとおりとします。

- ① 整備事業者が応募書類に記載した内容を遵守しない場合及び施設整備に必要な開発許可又は、建築許可が得られない場合は、選定の取消しをすることがあります。ただし、整備事業者として選定後の整備計画の変更は、原則認められませんが、利用者サービスの向上につながるものや、事業所の実施設計に伴う等やむを得ないもので審査結果に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める事ができます。
- ② 応募書類に記載した内容を遵守しないことにより、整備事業者の選定が取消し等となった場合、この取消し等による損害及び費用負担等について本市は一切の補償等はありません。

12 日程

募集および事業者選定の日程（予定）は以下のとおりです。

令和8年6月2日（火）～ 令和8年6月15日（月）	募集要項配付期間 市ホームページからダウンロード可
令和8年6月2日（火）～ 令和8年6月15日（月）	事前協議申請受付期間
令和8年6月2日（火）～ 令和8年6月15日（月）	募集要項等に関する質問の受付期間 （事前協議申請書を提出しないと質問できない）
令和8年6月22日（月）	質問に対する回答日
令和8年6月23日（火）～ 令和8年7月23日（木）	本申請受付期間
令和8年7月24日（金）～ 令和8年7月31日（金）	事前協議期間（指定日） （応募書類の提出、調査・ヒアリング）
令和8年8月中旬	選考委員会でのプレゼンテーション審査 （注）・選考
令和8年9月下旬	事業者の決定
令和8年10月上旬	事業者の通知・公表

※ 現時点での予定であり、今後変更になる場合があります。

（注）プレゼンテーション審査の方法は以下のとおりです。

1. 応募事業者の代表者（3名以内）によるプレゼンテーション
2. 1 応募事業者当たりの説明時間は20分以内
3. 応募事業者から委託された事業者によるプレゼンテーションは認めません。
4. 他の応募事業者のプレゼンテーションの内容を知る事は出来ません。
5. プレゼンテーション内容の主な説明事項は下記のとおり
 - ①経営理念・事業実績
 - ②職員勤務体制・採用・研修
 - ③安全管理・苦情処理の体制
 - ④地域・医療機関との連携
 - ⑤利用者への配慮
 - ⑥施設用地・面積
 - ⑦防災・感染症対策
6. プレゼンテーション終了後、質疑を行います。
7. プロジェクターを利用してプレゼンテーションを行う場合、パソコン及びUSBでバックアップ用データを用意してください。
8. 選考評価基準、審査項目、配点は別紙のとおり

◆事前協議に必要な書類一覧表

	提出書類	様式等	備考
事前協議応募に必要な書類			
<input type="checkbox"/>	事前協議申請書	様式 1 - 1	事前協議応募の時に提出
本申請に必要な書類			
<input type="checkbox"/>	申請書	様式 1 - 2	
<input type="checkbox"/>	定款	(任意)	最新のもの
<input type="checkbox"/>	法人に係る登記事項証明書(全部事項証明)		3か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	決算書の写し(直近3か年)	(任意)	他業を営んでいる場合、親会社がある場合等についてはそれらに関する同様の決算書
<input type="checkbox"/>	当該用地及び建物の(不動産に係る)登記事項証明書(全部事項証明)		・3か月以内に発行されたもの ・購入、賃貸借の場合は契約書の写しか確約書(賃貸借の場合は賃借期間及び額を明記すること)
<input type="checkbox"/>	納税証明書(最新年度分) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の3)	所管の税務署	・3か月以内に発行されたもの ・納税義務がない場合は、納税義務がない旨の申立書(様式 11)
<input type="checkbox"/>	法人の完納証明書	本市市民税課	
<input type="checkbox"/>	施設整備図面	(任意)	配置図・平面図(A3用紙)
<input type="checkbox"/>	現況写真・位置図	(任意)	・道路側から撮影したもの ・近隣の住宅地図
<input type="checkbox"/>	誓約書	様式 2	
<input type="checkbox"/>	事業計画書(法人の概要及び実績)	様式 3 - 1	
<input type="checkbox"/>	事業計画書(運営方針)	様式 3 - 2	
<input type="checkbox"/>	経歴書	様式 4	代表者・管理者・介護支援専門員(予定者)
<input type="checkbox"/>	設置予定内容について	様式 5	
<input type="checkbox"/>	設備・備品等の概要	様式 6	
<input type="checkbox"/>	運営推進会議の構成員	様式 7	
<input type="checkbox"/>	法人概要	様式 8 - 1	
<input type="checkbox"/>	役員名簿	様式 8 - 2	
<input type="checkbox"/>	代表者履歴書	様式 8 - 3	
<input type="checkbox"/>	質問書	様式 9	
<input type="checkbox"/>	辞退届	様式 10	

【注意事項(申請書類)】

- 1 提出書類は、原則としてA4で作成(図面等はA3をA4縦型に折り綴じること)。
- 2 A4判フラットファイルに綴じて提出。提出部数は正本1部、副本6部。
副本は正本をコピーしたもので可。
- 3 上記書類のほか、必要に応じ、書類の提出を依頼することがある。

(別紙)

看護小規模多機能型居宅介護選考評価基準

項目	評価内容	配点
基本的事項	法人の運営理念・実績	20
	介護保険事業の実績	
	法人の経営状況	
	法人代表者の実績	
運営に関する事項	運営理念と本市介護保険事業計画との整合性	70
	地域密着型サービスへの理解について	
	管理者の経験等	
	介護支援専門員の経験等	
	緊急時の対応	
	事故防止・発生時の対応	
	自然災害及び感染症対策	
	苦情処理の体制	
	勤務体制の確保、職員の育成	
	医療機関との連携（協力医療機関等）	
	地域との連携（運営推進会議等）	
	利用者等の人権・尊厳に対する考え方や取組み	
	ターミナルケアについて	
進行性の難病者のケアについて		
事業所の状況	事業所の用地、建物の確保の状況	10
	事業所の立地条件、駐車スペースの確保	
合 計		100

- 法人・施設の実績は令和8年6月1日時点とする。
- 60点以上でかつ最高得点の法人を受託候補者とする。
- 最高得点者が同点の場合は選考委員会の合議により、順位を決定する。